

自衛隊施設の強靱化に向けて

令和 6 年 1 0 月
中国四国防衛局

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について
2. マスタープラン作成業務の発注区分
3. 島根県内の最適化事業
4. 最適化事業の入札・契約方式
5. 最適化事業に係る地元企業の活用等に関する取り組み
6. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

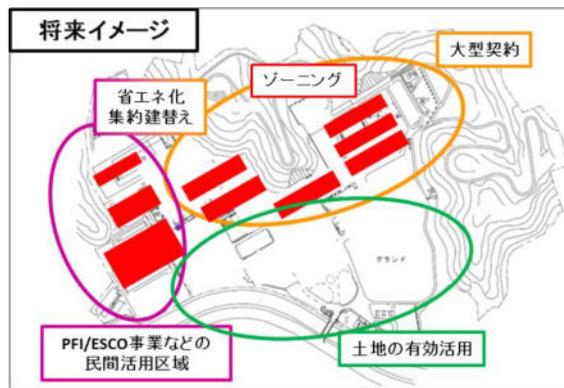
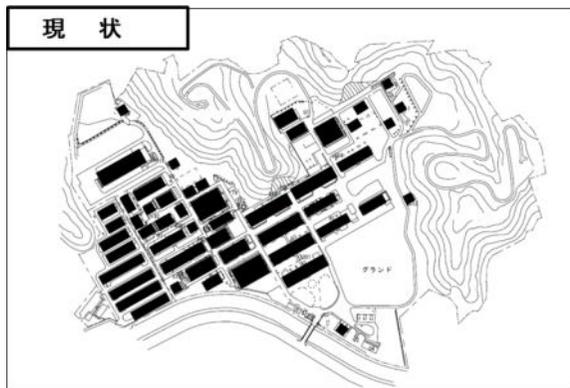
1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度以降
①最適化事業 (既存施設の更新等) 【約 1. 7 兆円】※	マスタープラン作成業務					・ 予算措置としては10ヶ年 (R5～R14) ・ 実際の工事を含めた事業期間は約15年
	最適化事業 継続事業・緊要性の高い施設については R 5 年度においても実施					
②災害対策 【約 0. 4 兆円】※	津波対策、浸水・法面崩落防止対策、飛行場の液状化対策					おおむね10年後までに、防衛施設の更なる強靱化を図る
③司令部の地下化等 (火薬庫の整備含む) 【約 0. 4 兆円】※	司令部の地下化等					
	火薬庫の整備					
④部隊新編・新規装備品導入に係る施設整備等 【約 1. 4 兆円】※	部隊新編・新規装備品導入に係る施設整備等					
合計 【約 4 兆円】※	※防衛力整備計画 (R 5 ～ R 9 年度) における計画額を示す (契約ベース)					

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

最適化事業（既存施設の更新等） 1. 7兆円（R5～R9年度）

- ◆ 各基地・駐屯地等（約300地区）に保有されている約23,000棟の建物やライフラインなどにおいて、現状を把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修の計画及び省エネ対策等を含んだ「マスタープラン」を策定。



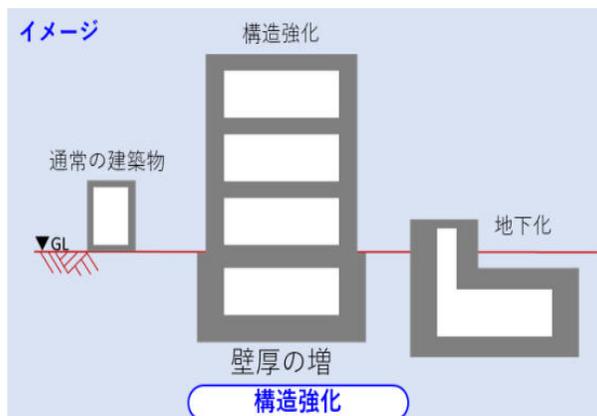
最適化事業
運用上重要な駐屯地・基地等から最適化事業を実施

自衛隊施設の年代別分類と建物数一覧

建設年代	建物 23, 254棟		耐震性能	防護性能の付与	工法
旧軍時代～S20	589棟	9,875棟	旧耐震基準	無	建替
S21～S57 (築76年～築40年)	9,286棟				
S58～H14 (築20年以上)	9,142棟	新耐震基準	無	無	建替 or 改修
H15～H19 (次の5年に20年を迎える)	1,786棟				
H20～ (予防保全)	2,451棟				
			有		予防保全

○施設の機能に応じ、必要な防護性能を付与。

例) 構造強化（壁厚の増）、地下化、空気ろ過システム（フィルター）、高気密ダンパー、飛散防止ガラス、監視センサーなど



【参考】自衛隊施設の現状

建設年代	建物 23,254棟		耐震性能	防護性能の付与
旧軍時代 ～S20	589棟	9,875棟	旧耐震基準	無
S21～S57 (築76年～築40年)	9,286棟			
S58～H14 (築20年以上)	9,142棟		新耐震基準	無
H15～H19 (次の5年に20年を迎える)	1,786棟			有
H20～ (予防保全)	2,451棟			



空自御前崎分屯基地レーダー関連施設
(昭和58年建設)



陸自神町駐屯地(倉庫)
(昭和22年建設)



陸自久里浜駐屯地(倉庫)
(昭和17年建設)



海自鹿屋航空基地(庁舎)
(昭和11年建設)



空自稚内分屯地
(車両整備工場)
(昭和29年建設)



空自千歳基地 掩体(飛行場施設)
(昭和58年建設)

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

災害対策 0.4兆円（R5～R9年度）

【津波対策】

全国の津波被害が想定される駐屯地・基地等を対象に、津波シミュレーション等を行い、これを踏まえ、対策工事を実施する。

大規模対策例



小規模対策例



防潮堤等の設置により自衛隊敷地外の周辺地域への津波被害が拡大するおそれ。そのため、大規模対策を実施する際は地元自治体等との連携が必要。

【浸水・法面崩落防止対策】

浸水想定区域内の駐屯地・基地等を対象に浸水対策を実施する。

豪雨による被災事例



浸水に対する対策例



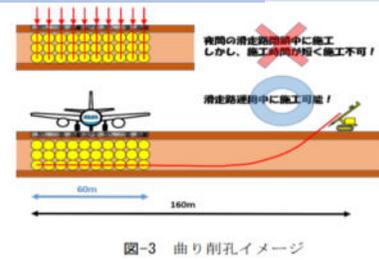
【飛行場の液状化対策】

全国の飛行場において実施する土質調査結果より液状化の予測・判定を実施し、対策工事を実施する。

滑走路被災事例



滑走路液状化対策



1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

司令部の地下化等（火薬庫の整備含む）

0.4兆円（R5～R9年度）

（1）司令部の地下化等

【主要司令部等の地下化】

司令部等を防護し粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部等の地下化を実施。

【電磁パルス攻撃対策】

電磁パルス攻撃による機器等の被害を防ぐための防護措置を実施。

【分散・隠蔽】

航空機を分散・隠蔽して防護するため、分散パッド等を整備。

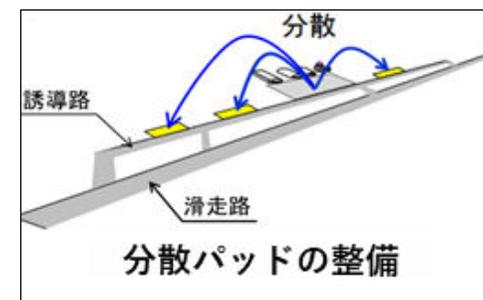
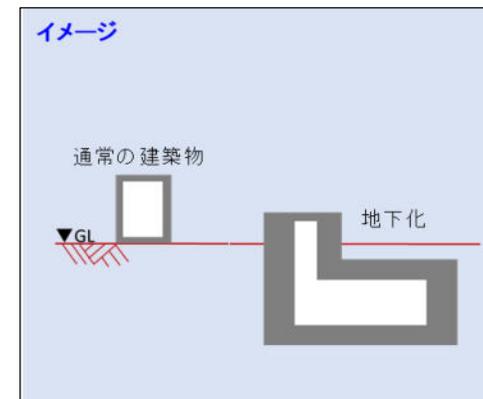
【アラート格納庫のえん体化】

航空機の保護・隠蔽を目的としてアラート格納庫の整備を実施。

（2）火薬庫の整備

自衛隊の継続的な部隊運用に必要となる、十分な数量の各種弾薬を確保する方針。

弾薬の確保に伴って弾薬の保管所要も増加するため、弾薬保有量に見合うだけの火薬庫を整備する。



火薬庫

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

部隊新編・新規装備品導入に係る施設整備等

1.4 兆円（R5～R9年度）

部隊新編や新規装備品の導入に伴う施設整備を実施

令和6年度予算における事業の例

- ◆陸上自衛隊佐賀駐屯地（仮称）新設に係る施設の整備
- ◆海上自衛隊大湊地区における大型護衛艦等を係留させるための浚渫、栈橋の改修
- ◆海上自衛隊崎辺東地区（仮称）における大型護衛艦や輸送艦等が係留させるための大規模な岸壁及び補給施設等の整備
- ◆F-35（A・B）受入施設の整備 等



輸送機（V-22 オsprey）

佐賀駐屯地(仮称)（イメージ）



崎辺東地区（仮称）（イメージ）

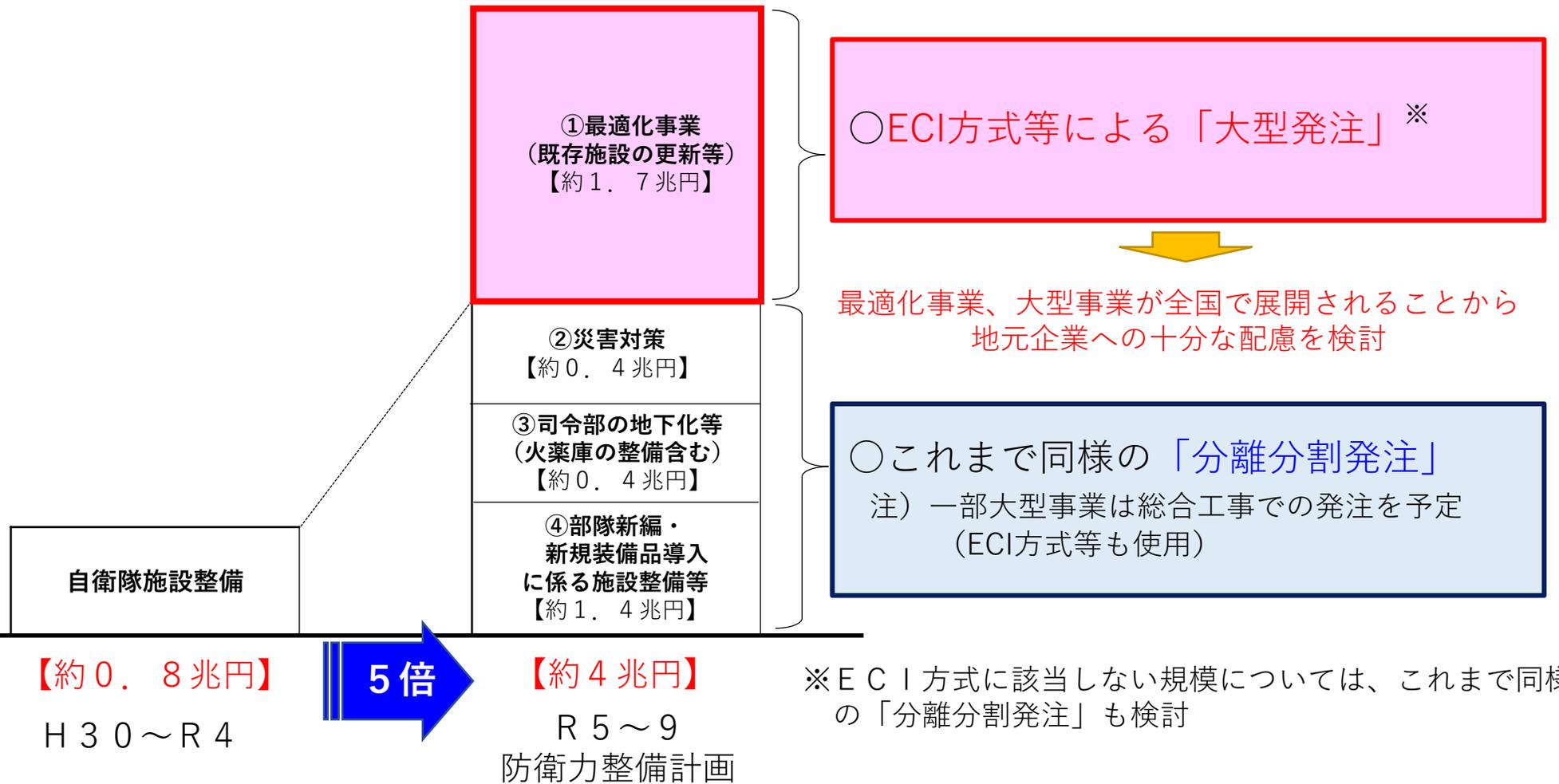


F35A・B受入施設（イメージ）

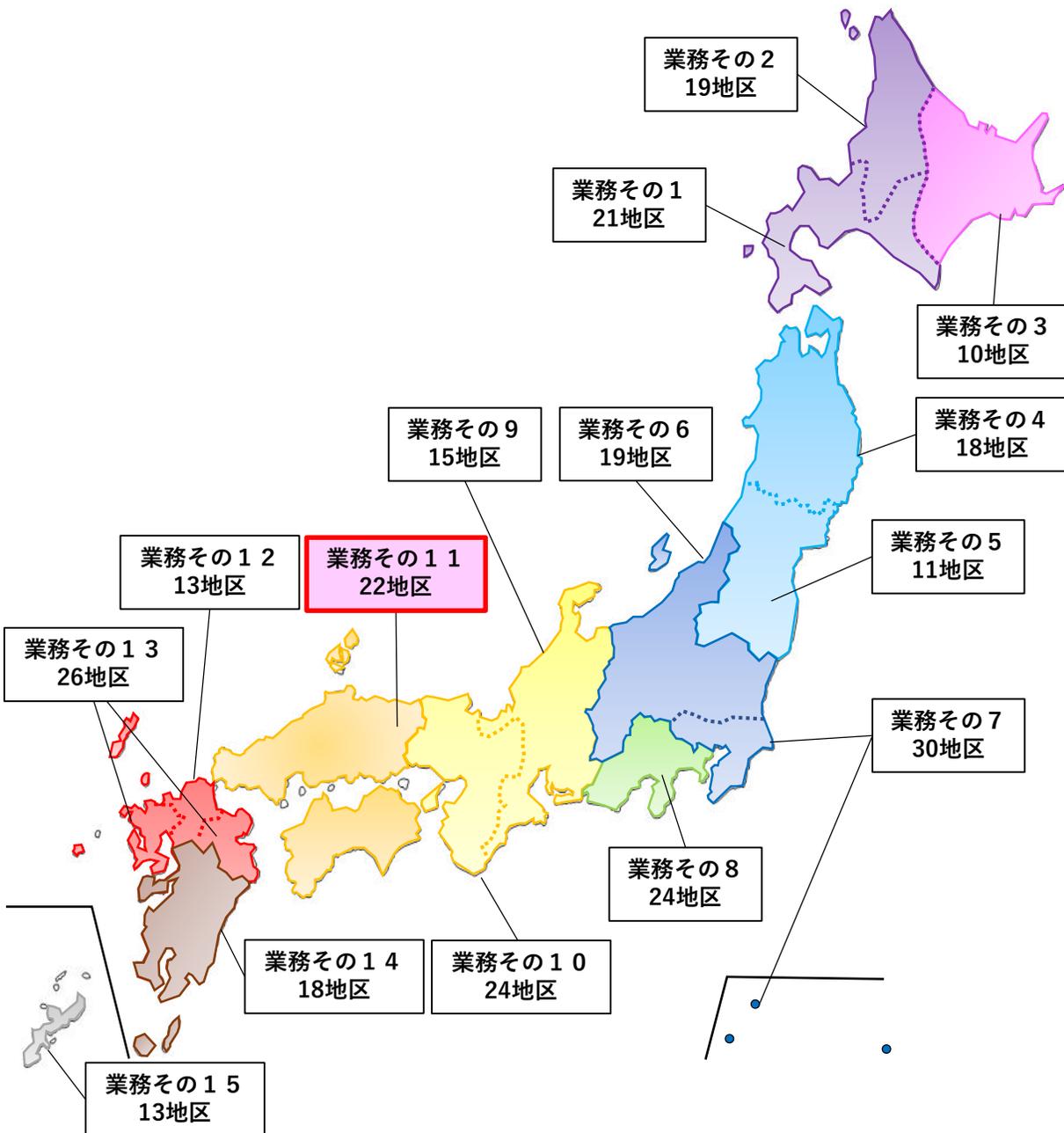


戦闘機（F-35B）

【参考】 今後の防衛施設整備の発注の方向性



2. マスタープラン作成業務の発注区分



凡 例

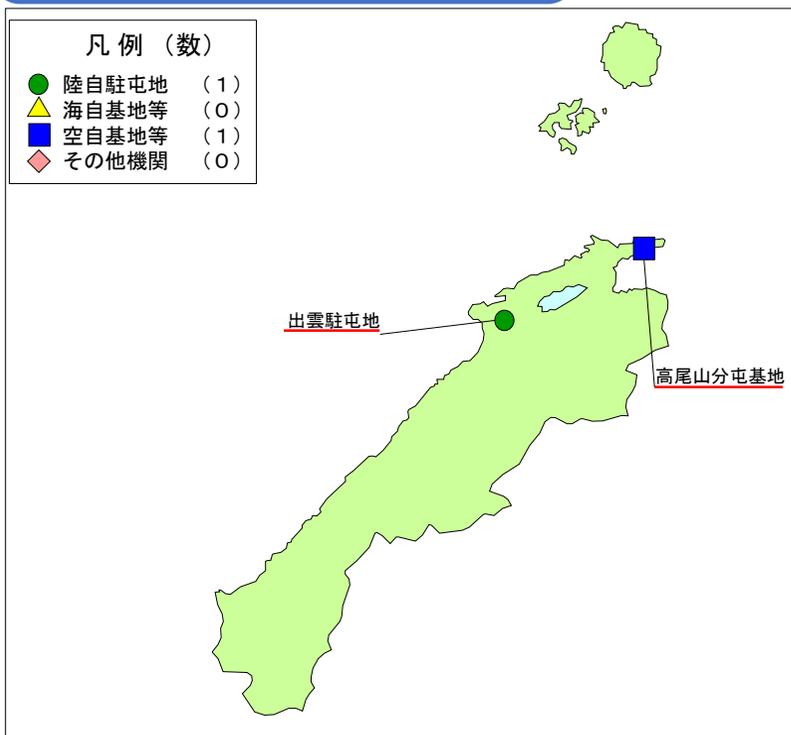
管轄	業務	地区数
北海道防衛局	MP作成業務その1	21
	MP作成業務その2	19
帯広防衛支局	MP作成業務その3	10
東北防衛局	MP作成業務その4	18
	MP作成業務その5	11
北関東防衛局	MP作成業務その6	19
	MP作成業務その7	30
南関東防衛局	MP作成業務その8	24
近畿中部防衛局	MP作成業務その9	15
	MP作成業務その10	24
中国四国防衛局	MP作成業務その11	22
九州防衛局	MP作成業務その12	13
	MP作成業務その13	26
熊本防衛支局	MP作成業務その14	18
沖縄防衛局	MP作成業務その15	13
合 計	15業務	283

【参考】主な地区のマスタープラン作成状況について

優先①	優先②	優先③
<ul style="list-style-type: none"> ・札幌駐屯地 ・千歳基地 ・仙台駐屯地 ・八戸航空基地 ・三沢基地 ・松島基地 ・朝霞駐屯地 ・下総航空基地 ・入間基地 ・百里基地 ・浜松基地 ・伊丹駐屯地 ・海自舞鶴地区 ・小松基地 ・<u>美保基地</u> ・築城基地 ・健軍駐屯地 ・鹿屋基地 ・新田原基地 ・那覇基地 	<ul style="list-style-type: none"> ・東千歳駐屯地 ・旭川駐屯地 ・真駒内駐屯地 ・帯広駐屯地 ・神町駐屯地 ・海自大湊地区 ・相馬原駐屯地 ・館山航空基地 ・硫黄島航空基地 ・海自横須賀地区 ・厚木航空基地 ・岐阜基地 ・小牧基地 ・<u>海田市駐屯地</u> ・<u>善通寺駐屯地</u> ・<u>海自呉地区</u> ・<u>空自防府地区</u> ・福岡駐屯地 ・春日基地 ・海自佐世保地区 ・北熊本駐屯地 	<ul style="list-style-type: none"> ・島松駐屯地 ・丘珠駐屯地 ・北恵庭駐屯地 ・北千歳駐屯地 ・上富良野駐屯地 ・名寄駐屯地 ・八戸駐屯地 ・霞ヶ浦駐屯地 ・土浦駐屯地 ・松戸駐屯地 ・下志津駐屯地 ・木更津駐屯地 ・木更津航空補給処 ・熊谷航空基地 ・府中基地 ・木更津分屯基地 ・久里浜駐屯地 ・富士駐屯地 ・明野駐屯地 ・宇治駐屯地 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第1術科学校</u> ・<u>岩国航空基地</u> ・<u>小月航空基地</u> ・目達原駐屯地 ・芦屋基地 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">※ 下線部が中国四国防衛局管内の駐屯地等を示す。</p>

3. 島根県内の最適化事業

主な自衛隊施設



建設年代別棟数

建設年代	建物 67棟		耐震性能
旧軍時代 ～S20	0棟	27棟	旧耐震 基準
S21～S57 (築76年～築40年)	27棟		
S58～H14 (築20年以上)	26棟		新耐震 基準
H15～H19 (次の5年に20年 を迎える)	9棟		
H20～ (予防保全)	5棟		

最適化事業対象棟数

機関	駐屯地・基地等	総数	建替 + 改修	建替					改修						
				規模a	規模b	規模c	規模d	規模e	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e		
陸自	出雲駐屯地	52	41	34	0	0	1	5	28	7	0	0	3	2	2
空自	高尾山分屯基地	15	12	7	0	0	1	0	6	5	0	0	0	0	5
		67	53	41	0	0	2	5	34	12	0	0	3	2	7

※上表の数量は目安であり、実際の数量とは異なる場合がある。

3. 島根県内の最適化事業

○ 建替・改修の規模別の区分と施設の一例

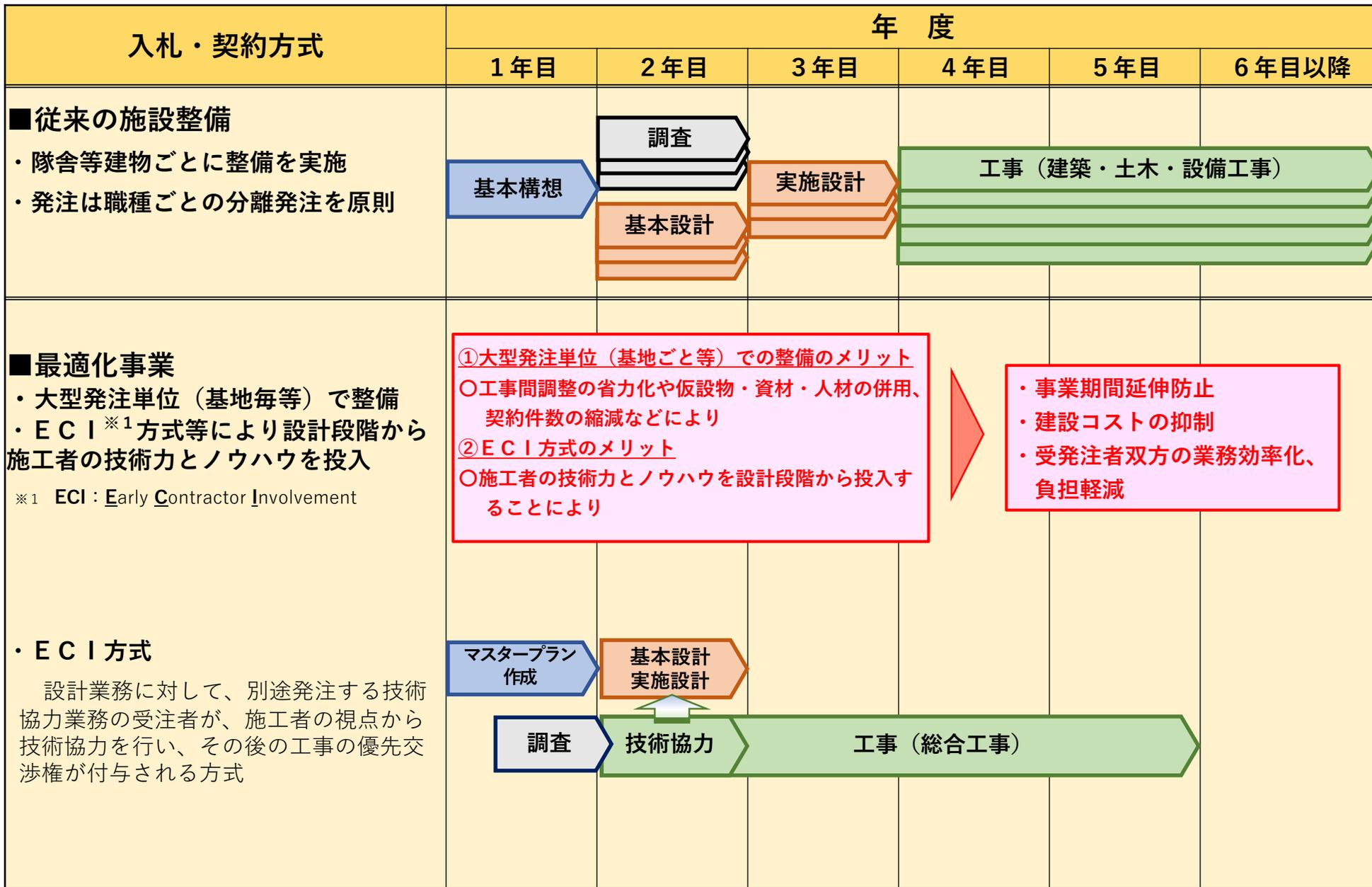
区分	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e
延べ床面積	5,000㎡以上	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	200㎡未満
建替対象棟数	0 棟	0 棟	2 棟	5 棟	3 4 棟
改修対象棟数	0 棟	0 棟	3 棟	2 棟	7 棟
施設の一例	<p>駐屯地・基地等の本部庁舎 (RC-4 / 約7,000㎡)、隊舎(RC-4 / 約5,000㎡)、屋内射撃場(RC-1 / 約11,000㎡)など</p>  <p>本部庁舎 (RC-4 / 約7,000㎡)</p>	<p>分屯地・分屯基地等の本部庁舎(RC-3 / 約3,000㎡)、隊舎(RC-3 / 約4,000㎡)、航空機格納庫(S-1 / 約4,000㎡)など</p>  <p>格納庫 (S-1 / 約4,000㎡)</p>	<p>一般庁舎(RC-2 / 約2,000㎡)、体育館(S-2 / 約1,500㎡)、飛行指揮所(RC-4 / 約1,500㎡)など</p>  <p>飛行指揮所 (RC-4 / 約1,500㎡)</p>	<p>事務所(RC-1 / 約500㎡)、一般倉庫(S-1 / 約300㎡)、車両整備工場(S-1 / 約800㎡)など</p>  <p>車両整備場 (S-1 / 約800㎡)</p>	<p>警衛所(RC-1 / 約100㎡)、油脂庫(RC-1 / 約30㎡)、ポンプ室(RC-1 / 約10㎡)、自転車置場(S-1 / 約20㎡)など</p>  <p>油脂庫 (RC-1 / 約30㎡)</p>

※建替及び改修対象棟数は、島根県内の主な駐屯地・基地等における棟数の目安を示す。

○ 改修内容の一例

区分	老朽化に伴う改修	防護性能付与に伴う改修
改修内容の一例	屋根防水改修、外壁改修、便所改修、空調機更新など	外部建具の強化改修、換気システムの遮断装置の追加、入場管理システムの追加など

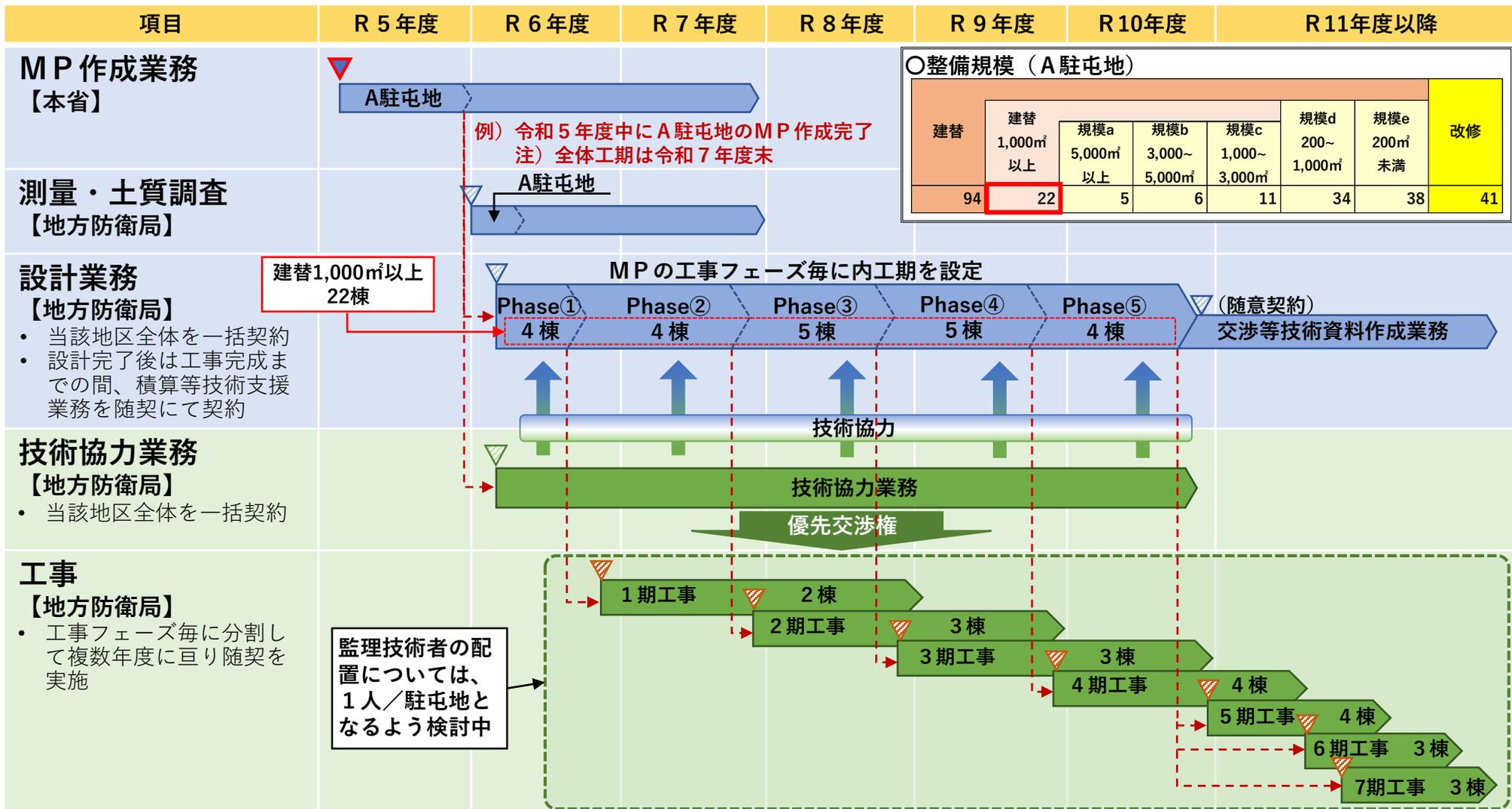
4. 最適化事業の入札・契約方式



(1) 入札・契約方式の具体的なイメージ [ECI方式]

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

5. 最適化事業に係る地元企業の活用等に関する取り組み

(1) 共同企業体（JV）の構成員数制限の緩和について

①共同企業体の構成員数の考え方

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10者）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格（美保基地の例）：

単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事1200点※以上」であること。

共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事990点※以上」または「土木一式工事990点※以上」のいずれかであること。（1者※以上）

また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事830点※以上」、「土木一式工事830点※以上」、「電気工事870点※以上」、「管工事870点※以上」または「電気通信工事870点※以上」のいずれかであること。
（工事の規模に応じ最大7者※程度を想定）

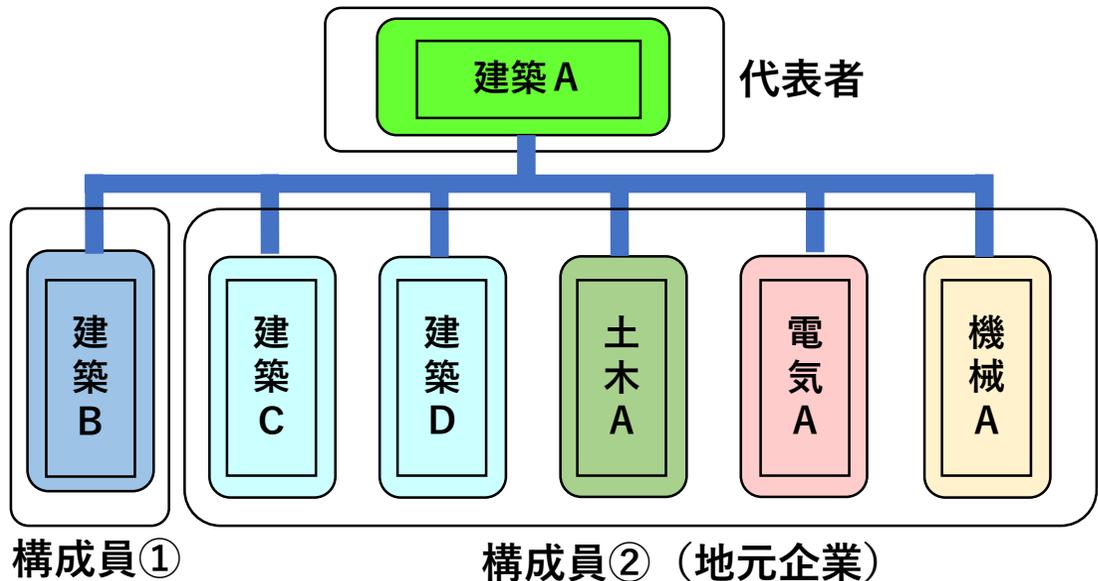
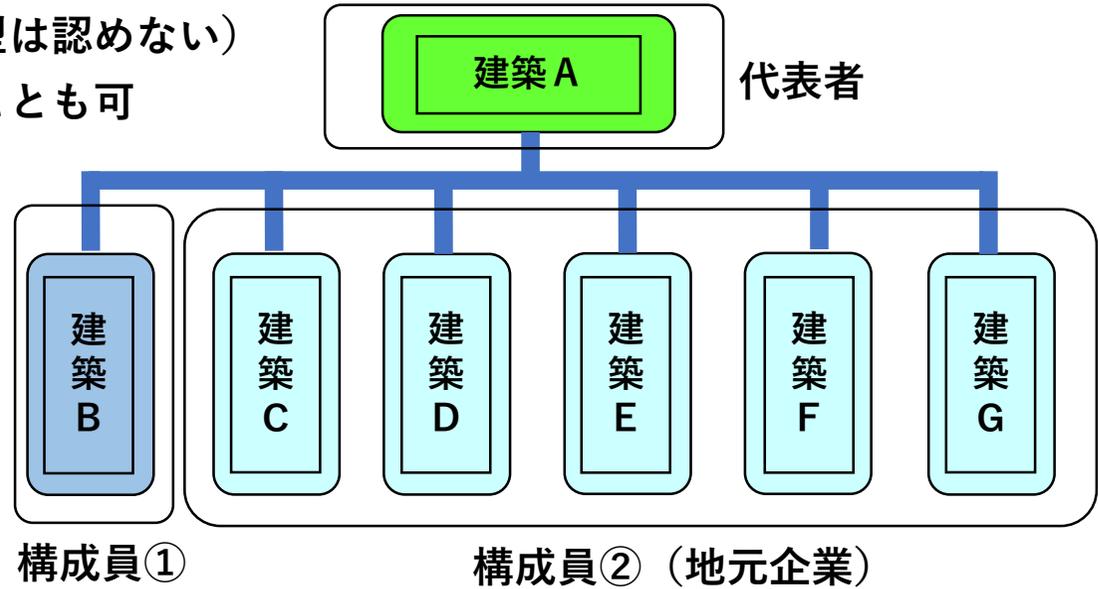
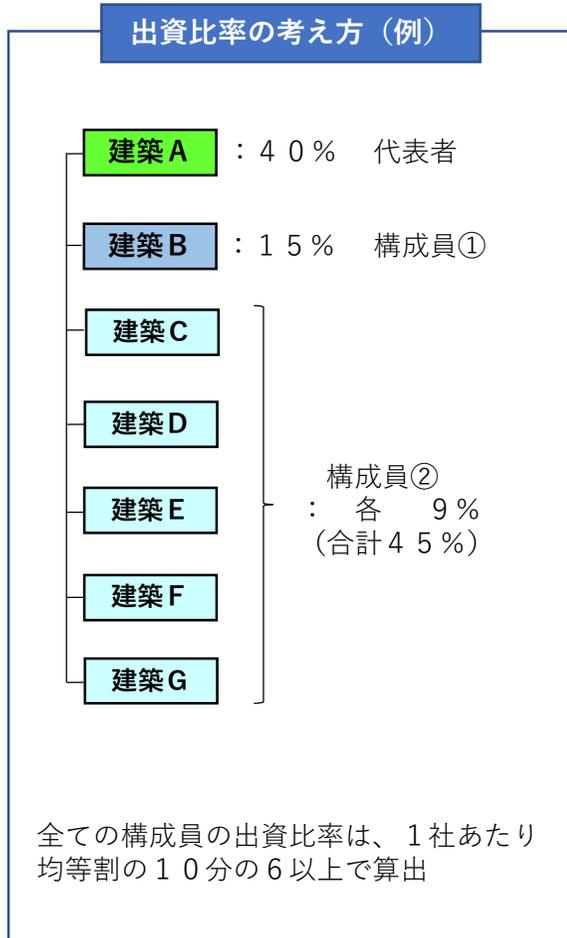
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

共同企業体の構成員に地元企業を含む場合に加点する

(1) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

② E C I 方式における共同企業体の考え方

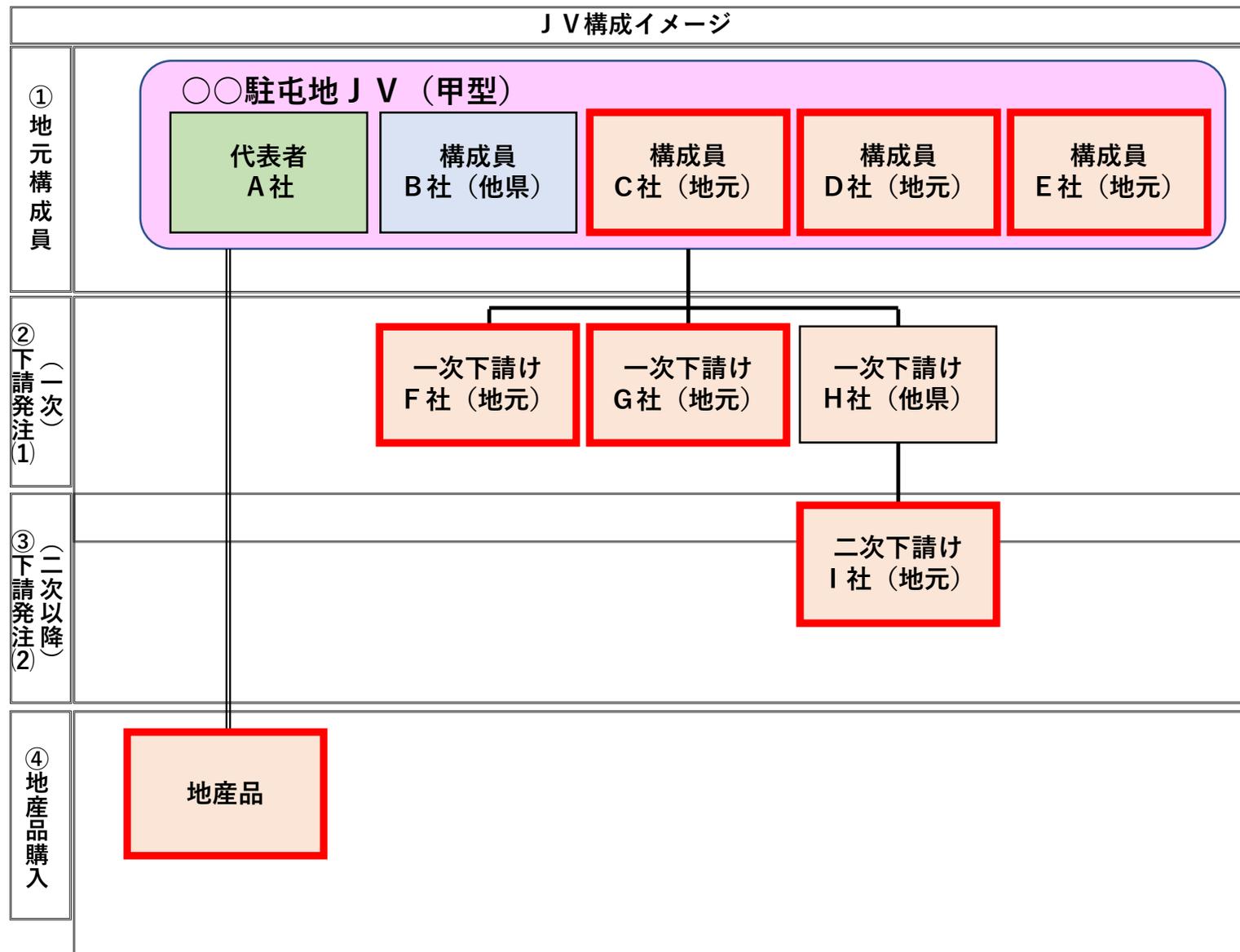
- ・ 甲型共同企業体であること (乙型は認めない)
- ・ 構成員①、②には異工種が入ることも可



(2) 地元企業の活用等について

① 地元企業に対する下請け発注のイメージ (甲型 J V)

は地元企業の採用として加点



(2) 地元企業の活用について

② E C I 方式における評価基準

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	
その他	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点	
		単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合 ※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	0点	
	地域貢献度 地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	10点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	8点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	6点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	4点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	2点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格	
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。		
合計			160点	

(3) 同種工事及び同種業務の施工実績（経験）に関する要件の緩和の取り組み

概要

各地方防衛局等が発注する建設工事及び技術業務における一般競争入札等の競争参加資格については、他の発注機関と同様、競争参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての同種工事（同種業務）の実績（経験）を求めているが、建設業界の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているにも関わらず、元請け受注でないことから入札に参加出来ない場合もあることから、このような状況を改善するために、同種工事（同種業務）の施工実績（経験）に関する要件を緩和する制度の見直しを実施。

現状

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績に限定

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験に限定

改正後

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の実績

新規追加

防衛省発注の総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の経験に限定

新規追加

総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験

※ 総合発注工事とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事など、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいう。
また、総合発注業務とは、建築、土木、機械、電気及び通信など、複数の職種からなる業務をいう。

(4) 技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、その要件を大きく緩和

○受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名: ○○(○)○○○建設工事

以上

- 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、企業に求める施工実績に比して大きく緩和
- 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月○回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

(5) その他（地元企業への発注を円滑化する取り組み）

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I方式においては技術協力業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

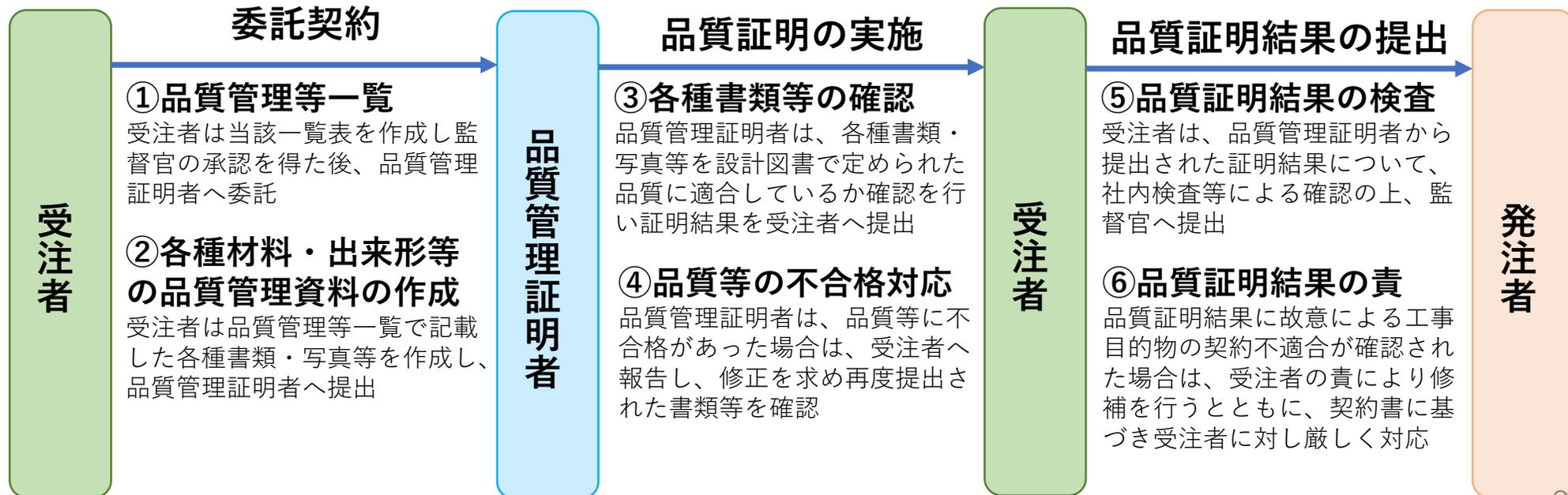
などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

6. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

(1) 品質証明業務について

- ① 品質証明業務は、受注者以外の第三者（企業又は個人）に委託することを原則。
※ただし、第三者への委託契約が困難な場合は、発注者と協議を行い誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施も可とする。
- ② 会計法等の法令に基づく各種検査は、発注者が実施することから当該業務で責は負わない。
- ③ 建築士法に基づく工事監理は、受注者が実施することから当該業務には含まない。
- ④ 業務内容は、設計図書（特記仕様書、工事共通仕様書等）に定められた各種材料の品質及び出来形規定に適合しているかを確認。
- ⑤ 品質管理証明者は、専任の必要はない。また、職種毎の配置を原則とするが、各職種の資格要件等を満たす場合は、職種間の兼務も可。

(2) 品質証明業務フローについて



防衛省ホームページ掲載箇所のご案内

1. トップページ

① 『予算・調達』 click

2. コンテンツ (調達情報)

② 『公表情報』 click

バナーを設置しました (HP下段寄り)

① 画像をクリック

3. 公表情報

『自衛隊施設の最適化に係る情報』
において適宜情報を更新しています。

公表情報の掲載ページURL

○自衛隊施設の最適化に係る情報

<https://www.mod.go.jp/j/budget/release/index.html>

スマホからでも →

